

令和3年度（第2期）尾道市事業継続特別支援金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのまん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業・時間短縮営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した中小企業者に対して支援金を支給します。

対象月：令和4年1月及び2月

申請期間：令和4年3月18日（金）～令和4年4月30日（土）（当日消印有効）

◇支給対象（次の要件をすべて満たすもの）

- ① 尾道市内に本社または本店を有し、事業収入を得ている中小企業者等。
（個人事業主は尾道市内に住所があること）
- ② 広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象者であること。
（広島県感染症拡大防止協力支援金支給対象者は除く。）
- ③ 今後も事業を継続する意思があること。

◇支給額

2022年（令和4年）1月・2月の対象月と、2019年（平成31年）～2021年（令和3年）のうち任意の年で対象月の売上高を比較します。

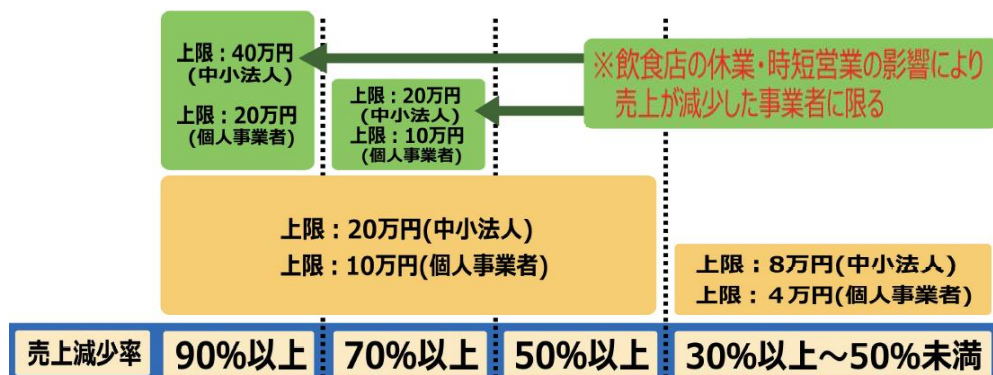
比較した売上高の減少率が30%以上の場合、各月の売上減少額から、国及び広島県の支援金（裏面参照）を差し引き、下記の額を上限に支給します。

支援金額は、国及び広島県の支援金の給付を受けていない場合でも、受給したものとみなして算出します。

| | 30%以上50%未満売上減少 | 50%以上売上減少 |
|-------|----------------|-----------|
| 中小法人 | 上限額8万円/月 | 上限額20万円/月 |
| 個人事業主 | 上限額4万円/月 | 上限額10万円/月 |

※飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が著しく減少（70%以上）した事業者は、売上減少率に応じて**給付額の上限を拡大**します。

◇支給額と給付額の上限のイメージ



★ 国の事業復活支援金差し引き額

| 売上減少率 | 1月または2月の売上減少率が高い月を適用します。 | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|---------------|------|
| | 法人（上記で適用する月の比較年を適用します。） | | | 個人 |
| | 年間売上高 1億円以下 | 年間売上高 1億円超5億円以下 | 年間売上高 5億円超 | |
| 50%以上 | 20万円 | 30万円 | 50万円 | 10万円 |
| 30%以上50%未満 | 12万円 | 18万円 | 30万円 | 6万円 |

★ 広島県の月次支援金の差し引き額

| 売上減少率 | 法人 | 個人 |
|-------------|------|------|
| 90%以上※ | 60万円 | 30万円 |
| 70%以上90%未満※ | 40万円 | 20万円 |
| 50%以上 | 20万円 | 10万円 |
| 30%以上50%未満 | 8万円 | 4万円 |

※広島県が定める「飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少した場合」に限ります。

（食材、食品、酒類（販売・製造）、飲料、割りばし、おしぼり、清掃、花などの財・サービスの供給事業者）

◇提出先

〒722-8799

（尾道郵便局留め）尾道市土堂二丁目10-3

令和3年度（第2期）尾道市事業継続特別支援金事務局

※追加申請はできません。
申請忘れの月がないよう
注意してください。

◇お問い合わせ先

制度の詳細については、申請の手引きをご覧ください。ご不明な点は、下記までご相談ください。

令和3年度（第2期）尾道市事業継続特別支援金事務局

☎090-1418-0284（3月10日より開設）

受付時間：9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）